

大紙健発第3号
令和2年1月31日

事業主様
ご担当者様

大阪紙商健康保険組合
理事長 吉田太
(公印省略)

令和2年度健康診断について

厳寒の候、貴事業所におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、従業員の皆様の健康管理の一環として、令和2年度も生活習慣病健診・一般定期健診の補助を実施いたしますので、ご案内いたします。

手続き方法等の詳細につきましては、下記をご参照ください。

また令和2年度より、生活習慣病健診の項目が変更になっています。

契約健診機関へは対応済ですが、事業所で独自に健診機関等と契約されている場合など契約健診機関以外で受診される場合は、ご注意くださいますようお願いいたします。

業務ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、一人でも多くの方に受診していただきますようお手続きをお願いいたします。

記

- 対象者 : ① 生活習慣病健診 (人間ドックも可)
35歳以上の 本人・家族 (昭和61年4月1日までに生まれた方)
② 一般定期健診
34歳以下の 本人・家族 (昭和61年4月2日以降に生まれた方)
③ オプション検査 (前立腺がん・子宮がん・乳がん)
35歳以上の 本人・家族ともに希望者 (生活習慣病健診対象者)

- 健診項目 : 別紙参照
*今回項目が変更になるのは生活習慣病健診のみです。
一般定期健診は変更ありません。

○契約健診機関で受診する場合

・・・健診費用の総額から、健保補助金額を差引いた残金を健診機関にお支払いください。

1. 別紙の一覧表の中から健診機関を選択し、直接ご予約またはお問合せください。
その際は、大阪紙商健康保険組合の加入事業所である旨をお伝えください。
2. ① 日程・受診者数
② 料金の精算方法・・・健保補助金を差引いた残金の支払方法
(当日窓口で支払うか、後日請求書等により支払うか など)
以上の2点を、健診機関担当者にご相談ください。

○契約健診機関以外で受診する場合

・・・健診費用の総額を一旦健診機関にお支払いのうえ、健保補助金相当額を健保組合にご請求ください。

1. 健診種別と規定の項目をご確認のうえ、任意の健診機関に直接ご予約を入れてください。
2. 健診費用を、一旦全額お支払いください。
3. 受診後、
 - ① 「健康診断組合補助金申請書」 *下記注意事項参照
 - ② 個人の健診結果票（全項目の結果数値が把握できるもの・コピー）
 - ③ 健診機関の請求書と領収書（それぞれコピー）
 - ④ 問診票または質問票（40歳以上の方のみ）以上の4点の書類を、健保組合までお送りください。

*事務手続き簡略化のため、できるだけひとつの健診機関でまとめて受けてくださいますようお願いいたします。

ご請求手続きも、事業所または支店ごとにまとめてお願いします。

振込先は事業所様の口座をご指定ください。

（家族が受けたときは、健保組合へ直接ご請求くださっても結構です）

| | | | |
|-------|--------------|----|--------|
| ○補助金等 | ① 生活習慣病健診 | 上限 | 9,000円 |
| | ② 一般定期健診 | 上限 | 1,500円 |
| | ③ 前立腺がん・子宮がん | 上限 | 1,000円 |
| | 乳がん | 上限 | 2,000円 |

*いずれも年度内（令和2年4月1日～3年3月31日）に1回限りです。

○注意事項 : ・人間ドックを受けられた場合も、補助金の支給対象になります。

35歳以上 … 9,000円

34歳以下 … 1,500円

（生活習慣病健診・一般定期健診と合わせて1人年1回限り）

上記『契約健診機関以外で受診する場合』と同じ方法でご請求ください。

- ・お問い合わせやお申し込みにつきましては、健診機関へ直接お願いいたします。当組合から日程の連絡等はいたしませんのでご注意ください。また、当組合へのご連絡等も不要です。
- ・40歳以上の方に特定健診項目の未受診がある場合、補助金は支給いたしません。
- ・令和2年度も、40歳以上の家族への特定健診の受診券を発行します。特定健診と生活習慣病健診との重複受診はできませんのでご注意ください。
- ・「健康診断組合補助金申請書」「質問票」は、紙商健保のホームページの『申請書ダウンロード』 → 『その他の書式』から印刷してください。
 - *健康診断組合補助金申請書 … No.41
 - 質問票 … No.43